

センター設立趣意書

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければなりません。

しかしながら、私たちの身の回りには、同和問題や女性、障害者、子ども、高齢者、在日外国人等に関する人権問題が数多く存在しています。

人権が尊重される社会を築くためには、私たち一人ひとりが、「自分の人権と同じように、他の人の人権を尊重する」というような意識を育んでいくということが最も重要であります。同時にこれは容易に解決することが困難な課題でもあります。

この課題の解決に向け、行政機関や民間団体、企業等が様々な取組を効果的に進めるためには、人権に関する情報の収集と提供、新たな啓発手法の研究開発と実践、指導者養成、相談業務など様々な取組を行う専門機関を整備することが有効であると考えております。

そこで、この度、「人権意識、人権感覚にあふれた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活の隅々まで行き渡るような社会」すなわち「人権文化」の社会を創造するという主旨のもとに、幅広い人権を対象とした様々な取組を行う専門機関として、県及び市町村と民間団体が一体となって「鳥取県人権文化センター」を設立したいと考えております。

ついでには、人権が尊重される社会を実現するため、このセンターの果たす役割と意義は極めて重要なものがあり、私たちは関係各機関と連携をとりながら設立の趣旨を踏まえ、尽力をいたす所存であります。

平成9年11月6日

鳥取県人権文化センター設立発起人代表 鳥取県知事 西尾邑次